

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[2026年2月25日開催（日本投資顧問業協会）]

1. 地域金融力強化プランについて

- 金融庁では、2025年12月19日に「地域金融力強化プラン」を公表した。
- プランには、金融審議会「地域金融力の強化に関するワーキング・グループ」での議論も踏まえ、地域金融機関等が、地域企業の価値向上や地域課題の解決に一層貢献していくための方策や、このための環境整備に関する施策を盛り込んでいる。
- 地域金融機関には、地域企業を資金繰り支援等で下支えすることに留まらず、幅広い金融仲介機能の発揮を通じ、企業価値の向上に貢献していくことが期待されており、例えば、地域金融機関による地域企業への成長支援を後押しするため、実証実験等による具体的事例の創出や知見提供を通じ、地域金融機関と、国内外の市場開拓や事業の発展に知見を有するプレイヤーとの連携を促進していく。
- 一方で、地域金融機関が引き続き地域経済を支えていくためには、経営基盤の強化により十分なりスクテイク余力を確保することも重要であり、このため、金融機能強化法における資本参加制度や資金交付制度の期限延長・拡充等も盛り込んでいる。
- 地域の事業者・経済の持続的な発展に当たっては、地域金融機関に限らず、国内外の様々なプレイヤーとの連携が重要である。各金融機関においても、本プランを御参照いただきたい。

2. 医療・介護保険における金融所得の勘案について

- 医療・介護保険制度における金融所得の公平な取扱いの実現に向けた実務的な検討を行うため、2025年11月26日に関係府省庁会議が開催された。
- 医療・介護保険における負担への金融所得の反映に当たっては、社会保険関係法令で提出義務を整備した上で、税制における金融所得に係る法定調書を活用する方式を前提に検討が行われている。
- また、当会議においては、関係府省庁が連携の上、

- ・ 金融所得に係る法定調書における個人番号の記載率と記載内容の正確性の向上
- ・ 金融所得に係る法定調書について、事務負担等の実態の把握に努めつつ、オンライン提出の要請

を行うこととされた。

- 今後、法定調書の提出方法やマイナンバーの記載率等の実態調査等を進めていくことになるが、それに当たっては、各金融機関と密に連携したいので、御協力をお願いしたい。

(参考) 医療・介護保険制度における金融所得の公平な取扱いに関する関係府省庁会議

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/iryo_kaigo/index.html

3. 令和8年度税制改正要望の結果について

- 2025年末に公表された税制改正大綱においては、
 - ・ NISAについて、つみたて投資枠の年齢要件の撤廃や対象商品の拡充、税法上の所在地確認義務の廃止・代替
 - ・ 金融商品取引法等の改正を前提に、一定の暗号資産取引から生じる所得を分離課税とすること

等を措置することが示された。

- 税制改正要望プロセスにおいては、業界の方々から様々な御支援をいただいた。
- 今後、上記施策を実施する上での実務的な論点を含め、様々な事項につき検討・議論していくこととなるため、引き続きの御協力をお願いしたい。

4. 企業価値担保権の制度施行に向けた取組について

- 2026年5月25日、事業性融資推進法が施行され、企業価値担保権という新たな担保制度が導入される。

企業価値担保権は、諸外国の全資産担保実務を参考として創設され、中小企業向けの融資に加え、LB0ファイナンス等での利用も想定されている。

- 企業価値担保権付きローンは、諸外国の実務も参考に、新たな運用対象資産としても位置付けられ、2025年6月には、資産運用立国の関連施策として

「具体的な契約のひな形の統一など様々な実務上の課題を整理することで、企業価値担保権付き融資の活用を後押しし、ベンチャーデットやレバレッジドローンなどの成長融資の活性化・市場化を目指す」旨が閣議決定された。

(参考1) 資産運用立国議員連盟「資産運用立国 2.0 に向けた提言」(2025 年 4 月 23 日)

【中小企業等の成長に資する金融サービスの充実と多様な資産運用商品の提供】

(3) 運用対象資産等の多様化の更なる推進

- ・ 企業価値担保融資の制度が来年創設されることを踏まえ、プライベートクレジットの促進に向けて、金融庁は、具体的な契約のひな形の統一など様々な実務上の課題を整理することで、企業価値担保融資の活用を後押しし、ベンチャーデットやレバレッジドローンなどの成長融資の活性化・市場化を目指すべきである。

(参考2)「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」(2025 年 6 月 13 日)

VII. 資産運用立国の取組の深化

3. 中小企業等の成長に資する金融サービスの充実と多様な資産運用商品の提供

③企業価値担保権付き融資の活用促進

- ・ 企業価値担保権付き融資の制度が来年創設されることを踏まえ、プライベートクレジットの促進に向けて、具体的な契約のひな形の統一など様々な実務上の課題を整理することで、企業価値担保権付き融資の活用を後押しし、ベンチャーデットやレバレッジドローンなどの成長融資の活性化・市場化を目指す。

- これを受け、企業価値担保権に関する信託契約書・特約書の書式等の具体例について、2026 年 1 月 9 日に有識者による勉強会を実施した。
- 金融庁は、企業価値担保権の制度の本旨に沿った質の高い取組を後押ししたい。具体的な利用案件を念頭において取組を進めようとされる金融機関においては、ぜひ金融庁までお知らせいただきたい。

5. Japan Fintech Week 2026 の開催について

- 金融庁では、日本のフィンテックの魅力を世界に発信し、フィンテックの更なる発展に向けたビジネス機会を創出するため、各種団体が開催する多彩なフィンテック関連イベントと連携する「Japan Fintech Week」を開催している。

2025 年 3 月に開催した「Japan Fintech Week 2025」では、合計 80 以上のイベントと連携し、国内外から延べ約 2 万人の参加者を迎えるなど充実したものとなった。

- 現在、「Japan Fintech Week 2026」が開催中であり、2026 年 3 月 6 日まで

実施される。

このうち、2026年3月3日に始まる「FIN/SUM」は、今回で10回目を迎える。「AI×ブロックチェーンが創る新金融エコシステム」をテーマとし、AIやブロックチェーンに加えて、資産運用やサステナビリティなどを含む幅広いトピックのパネルディスカッション等を行う予定である。

- 各イベントの詳細を Japan Fintech Week 公式ウェブサイトで御確認の上、積極的な参加をお願いしたい。

6. 新たな金融戦略の検討（資産運用立国の更なる推進）について

- 日本成長戦略会議の下に片山金融担当大臣を会長とする「新戦略策定のための資産運用立国推進分科会」が設置され、2026年1月15日に第1回会合が開催された。日本経済の潜在力を解き放つとともに国民の豊かさを向上させるための金融戦略を2026年夏までに策定すべく、同分科会において検討していく。

- 具体的には、資産運用立国を更に推進していくため、

- ・ コーポレートガバナンス改革等を通じた企業の「稼ぐ力」の向上、
- ・ それを支えるための、官民連携による成長資金の供給拡大、
- ・ 受益者の最善の利益を確保していくためのアセットオーナーの機能向上、

といったテーマについて施策を検討していく。

また、2025年12月に、「地域金融力強化プラン」を策定したが、様々なプレイヤーが連携して地域の持続的な成長を後押ししていくために、今後、各施策を更に推進するための方策を検討していく。

くわえて、デジタルイノベーションが加速する中、経済活動を支える決済サービスの高度化も非常に重要な検討課題である。

- 検討テーマは多岐にわたるが、こうした取組が互いに作用し合って、力強い日本を創り上げていくために、官民が緊密に連携して取り組んでいきたく、金融業界の御協力を宜しくお願いしたい。

7. 資産運用サービスの高度化について

- 金融庁では、金融機関の資産運用サービスの高度化に向けた横断的なモニタリングを行っている。

- 2025 事務年度は、「資産運用業務・システムの合理化」「アナリストのカバレッジ」「生成 AI の活用」「機関投資家向けビジネス」「プロダクトガバナンス」「投資先企業の企業価値向上」等に関して、モニタリングを行う予定であり、先般、一部の社にアンケートをお願いした。御対応いただいた各資産運用会社に引き続き御協力をお願いしたい。
- アンケート調査等を踏まえつつ、必要な追加調査や業界との対話を行い、2026 年 6 月を目途にその結果を公表したい。

8. 資産運用業協会について

- 2025 年 12 月 18 日、日本投資顧問業協会及び投資信託協会より、両協会が統合して 2026 年 4 月に新たに発足する「資産運用業協会」の役員人事が公表され、発足に向けた準備が着実に進められていると承知している。
- 新協会が、資産運用立国の実現に向け、企画・立案機能や自主規制機能の強化などに取組、業界の健全な発展を後押ししていく協会となることを期待している。
- 金融庁としても、引き続き、資産運用立国の実現に向け、新協会の発足をサポートしてまいりたい。

9. ファンドモニタリング調査について

- 金融庁では、IOSCO（証券監督者国際機構）等が各国当局に対して金融安定の観点から一定規模以上のファンドに関するデータの徴求を要請していること、及び金融庁としてのモニタリングの観点を踏まえて、ファンドモニタリング調査を実施している。2024 年 12 月末を基準日とする第 2 回の調査結果については、2025 年、IOSCO に提出するとともに、12 月 23 日に金融庁 HP で概要を公表した。本調査結果については、ファンドの流動性リスク管理に係るモニタリングにも活用してまいりたい。
- また、2025 年 12 月には、本調査に関し、一定規模未満であっても必要と認められるファンドについて調査対象とするため監督指針の改正を行った。改正後の監督指針に基づき、12 月 19 日に、対象となる運用会社に対して第 3 回調査の報告徴求命令を発出しているため、引き続き御対応をお願いしたい。

10. 2025年10月24日付け金融活動作業部会（FATF）声明に係る要請について

- 2025年10月22日から24日の間に開催されたFATF全体会合において、資金洗浄・テロ資金供与対策上、重大な欠陥を有する国・地域に係る声明が採択された。
- 同声明においては、北朝鮮及びイランを対抗措置の適用が要請される国・地域とし、ミャンマーを同国より生ずるリスクに見合った厳格な顧客管理措置の適用が要請される国・地域としている。また、イランについては、今回から以下の対抗措置が追加された。
 - ・ イランに拠点を置く金融機関の支店等の設置拒否
 - ・ イランにおける金融機関の支店等の設置禁止
- これを受け、2025年12月1日、関係する金融機関・協会に対し、金融庁を含む関係省庁から、要請文（「令和7年10月24日付けFATF声明を踏まえた犯罪による収益の移転防止に関する法律の適正な履行等について」）を发出した。
- 同要請文においては、犯収法に基づく取引時確認義務及び疑わしい取引の届出義務の履行の徹底等を求めているところ、傘下金融機関への周知・徹底をお願いしたい。

（以 上）